

テーマ「人件費について」

氏名 児山正史

項目	本文
1. 回答について	
同規模県との人件費の比較	同規模（人口・面積）の県と比較したが、残念ながらなんともいえなかった。
民間との比較	今年（または昨年）4月1日現在の県職員と民間企業従業員の給与の金額を知りたい。例えば、「財政改革推進委員レポート（第2回委員会分）に対する回答」p.32に掲載されている「対比例」について。あるいは、一覧表があり、大量でなければ、その表を。
特別職等の給与削減	特別職の給与は全国でも最低の水準とのことなので、全国での順位を知りたい。
2. その他	「補助費等について」でも述べたが、人件費も含めて、各経費の財政悪化への寄与度の詳細な分析を出してほしい。今後、財政再建のために県民各層に負担を求めていく場合、「そもそもなぜこんなことになったのか」を説明しなければ納得も得られない。そのために、財政悪化の原因に関する定量的で精緻な分析を分かりやすく提示してほしい。

(第3回) レポート「投資的経費」回答への再意見(質問)

(協) プランニングネットワーク東北 中橋勇一

1. 「事業費/人件費」比率の数値目標化

- (1) 「各分野への適用の適否等をも考慮しつつ」とあるが、「適否」の判断基準としてどのようなことを考えているのか。
- (2) 人事管理を的確に実施していくこと一般は当然。財政改革を県民に納得のいく形で実行する上では、「今後の検討」ではなく、今回の「中期財政運営方針」において、「事業費/人件費」比率の数値目標化が欠かせないことを再度指摘したい。
- (3) 「事業費圧縮」時の「人員再配置」については、「個別協議で対処」が基本方針であれば、協議不調で人員削減に至らない恐れがある。「事業担当部局内において、遅くとも次年度以降には必ず削減すべき分を処理する」など、対処原則をあらかじめ設定しておくべきである。

2. 社会的アセス

- (1) 「社会的アセス実施を予算計上の前提とする」に対し「反映させるべき点は反映」とある。「反映させるべき点」があるなら「反映させるべきでない点」もあるという考えか。例えばどういう点か。
- (2) 社会的アセスを広義に取れば、これが不要の事業は考えられない。多くの公共事業については、何らかの「費用効果分析」は既に前提になっている。これを適用していないソフト事業にも拡張し、社会的アセスを実施していない事業の予算計上は門前払いとすべきである。
- (3) 適用した「費用効果」分析等については、その実効性のフォローアップを実施し、分析の結果的妥当性を公開すること(簡単に言えば、予算の理由書の事後チェックを行い、チェック結果ともども公開すること)に進むべきである。

3. 新幹線負担に先立つ基金拡大

- (1) 負担金償還に先立つ基金拡大は不可欠。従って、「中期財政運営方針」期間中に「基金取り崩しに依存しない財政構造に転換すること」は「望ましいこと」ではなく、最低限目標とするべきレベルと思う。
- (2) その上で「中期財政運営方針」期間中に、それ以降の基金拡大が可能になるような仕組みのビルトインを果たすことも不可欠。
- (3) また、この5年間ではつじつまがあっても、それ以降にかえって問題が深刻に

なるような対処法はとれないことを明確にすべきである。そうした危険性の高い対処法をリストアップすることを求めたい。

4. 入札改革

- (1) 入札改革を順次進めていることについては理解した。問題は改革効果である。これまでの各ステップの改革に伴う効果を、どう把握しているのか。改革効果の数量的把握があって然るべきと思うが、どういう形でフォローしているのか。定性的なものでも明らかにされたい。
- (2) 入札改革がどれだけ実効性のある改革になったか、談合を排除できたかについては、結局、「平均落札率」が客観指標であろう。この観点から、最近の各県実績（工事金額別の平均落札率など）の比較を、一定の抽出調査結果の形で良いので併せて明らかにされたい。
- (3) 結論を先取りするようだが、仮に1,000万円以上の公共工事全てについて、指名競争入札を廃止し、原則一般競争入札にすることで、平均落札率は10%程度下落することが期待できると思う。
- (4) すなわち、公共事業は少なくとも現在の90%の支出で目的を達成できる。あるいは、同じ予算で10%増程度の事業はできる。財政改革の上で、一方における公共事業の費用効果の厳密化、優先順位の明確化と合わせ、入札制度の抜本的な改革、談合排除を実現できるかどうか、相当なウエイトを占める課題であることは明らかである。
- (5) 前回は触れたが、こうした本格的な入札改革なしに、青森県の建設業の競争力を強化することはできない。談合を許容する（「平均落札率」が下落していない）入札は、本県産業で現在もっとも比重が高い部類の産業の未来を失わせている。また、行政依存体質・選挙違反続出の風土の再生産をもたらしている。

5. 発注単価について

- (1) 「労務単価」に関しては、建設労働者の賃金等の「実態調査」の「調査実施方法」及び「調査結果」と、それをもとに「国が決定した本県における労務単価」の双方と、そのつながりの説明を提供されたい。
- (2) 「資材価格」に関しても、資材取引価格の「実態調査」の「調査実施方法」及び「調査結果」と、それをもとに「県が決定した資材価格」の双方と、そのつながりの説明を提供されたい。

6 . 民間委託、PFI 活用

- (1) 「民間委託等の推進に関する基本指針」「PFI 活用指針」の策定、適用については理解している。しかし、これらでは、財政改革のために求められる速度で民間委託、PFI などが進展することは期待できないと思う。
- (2) それは、「民間委託が適当な業務」あるいは「PFI 手法活用が見込まれるもの」と
- いう限定を加え、その判断権限を行政（各部局）が留保したままだからである。
- (3) この点については、2年前に、現行「行政改革大綱」への行革推進委員会意見書において既に指摘した。行政は「行政が直轄で実施することが必要、適切な理由の説明責任」を持つべきであって、「民間に渡してもいいもの」や「PFI 手法活用が見込まれるもの」の判断権限を持つべきではない。その権限を手放さない限り、それは「推進指針」や「活用指針」にはならない。目に見えて民間委託やPFI化が進展することは期待薄である。
- (4) 速やかに、この観点から「民間委託等の推進に関する基本指針」及び「PFI 活用指針」の改訂を行うことが必要である。
- (5) 予算計上において「民間委託が適当な理由」や「PFI 手法活用が見込まれるもの」ではなく、「行政が直轄で実施することが必要、適切な理由」あるいはその裏返しの「民間委託が制度的に問題である理由」や「PFI 手法が社会的に問題である理由、活用困難である理由、工事の性質から不可能である理由」などの明確な説明を義務づけるべきである。
- (6) もちろん、この説明が十分なものでない限り、「民間委託」や「PFI 活用」を排除した方法での予算計上は門前払いとすべきである。さらに、その説明情報を公開するべきである。

テーマ「投資的経費について」

氏名 児山正史

項目	本文
全体	<p>前回のレポートへの回答には、いろいろな意味で（いい意味でも悪い意味でも）驚いた。</p>
普通建設事業費に係る負担の内訳	<p>「当該年度発行した県債のうち、交付税算入されるものの額」についてのデータがないとは思わなかった（悪い意味で驚いた）。投資的経費が膨張した大きな原因は、「国が交付税で面倒を見てくれる」ため、単独事業を拡大したことにあると思う。しかし、通常よりも少ない負担で事業ができるとしても、すべてを国が肩代わりしてくれるわけではない。どれだけを国が肩代わりしてくれて、どれだけを県自身が負担しなければならないのかを、意思決定の時点で把握しておく必要がある。その上で、将来の返済能力の範囲内で借金をするのが普通ではないだろうか。</p> <p>借金を返済する時にならないといくら返済するのか分からないというのでは、財政破綻寸前まで突き進んできたのも当然である。財政全体に責任を持つ財政課は問題だとは思わないのだろうか。</p>
意思決定の過程、事業効果の検証全体	<p>質問の仕方が悪かったせいもあり、課によって答え方は違うが、全体として、意外に効果を予測・検証しているという印象を受けた（いい意味で驚いた）。県土整備部では、事業担当課が予測・検証するだけでなく、監理課も検証しているとのことである。</p> <p>しかし、このように効果を予測・検証しているにもかかわらず、なぜ投資的経費がこんなに膨張したのか、という疑問がわく。</p>
問題点	<p>やはり効果の予測・検証の仕方やその使い方に問題があったのではないかと。例えば次のような問題が考えられる（必ずしも確証はないが）。</p> <p>予測・検証の仕方</p> <p>事業の目的や効果が抽象的だったり、他の手段との間の比較がなされていなかったりするのではないかと。</p> <p>また、事業担当部門による自己評価や国の同様の部門による評価であるため、客観性にも疑問がある。</p> <p>予測・検証の公開</p> <p>予測・検証の結果やデータは、必ずしも公表されておらず、公表されている場合でも『港湾統計』などに個別に掲載されているようである。事務事業評価のようにホームページ上で一覧することはできない。</p> <p>予測・検証の使い方</p>

<p>公共事業評価システム</p>	<p>予測・検証の結果やデータは各部門どまりで、部門を超えて比較できるようになっていないのではないかと。</p> <p>政治的意思 そもそも事業の効果を比較するだけでは事業の全体的な膨張に対する歯止めにはならない。どの事業にも何らかの効果はあるだろうし、効果を金銭に換算する方法は確立していない(確立しそうもない)ので、たいていの場合「効果が費用を上回る」と言えなくはない。</p> <p>公共事業の効果の事前予測・事後検証を部門横断的に比較する、公共事業評価システムが必要ではないか。現在の事務事業評価システムに相当するもの。政策マーケティングや長期総合計画とも連結する。事業の優先順位や取捨選択は最終的には政治的判断の問題だが、その直前まではできるだけ客観的な資料を用意する。 ただし、現在の事務事業評価システムがどこまで機能しているかについては疑問もある。零細事業の整理縮小ぐらいにしか用いられていないようにも見える。 また、上記の問題点のうち 政治的意思の問題を解決することはできない。現在の知事候補者はいずれも「財政再建」を目標に掲げている(手段が不明確であるが)ので、公共事業評価システムはこの目標達成の一助になるのではないかと。</p>
<p>投資的経費に係る雇用効果</p>	<p>企画振興部・統計情報課においては、投資的経費に関する雇用効果について試算した事例はないそうである。また、個別の事業について雇用効果を試算するかどうかについては事業担当課の判断に委ねられているそうである。これにも悪い意味で驚いた。投資的経費が膨張した大きな原因は、国の経済対策に乗ったことであろう。にもかかわらず、どのくらい雇用効果があるのかを全体として把握せず、さまざまな手段の雇用効果も比較していないようである。効果が定かでない対策をおこなってきたということだろうか。</p>
<p>その他</p>	<p>投資的経費は財政悪化の主因だが、各論までは踏み込めなかった。土木費(道路橋梁、河川、街路、港湾、公園)、農林水産費(農業農村整備、漁港、その他)など、大口のものから精査する必要がある。補助費等については1億円以上のものや零細補助金を列挙した資料があるが、投資的経費は桁が違うのではないかと。各論までもっと踏み込む必要がある。</p>

投資的経費の歳出増減寄与度(試算)

2003.5.26 児山
単位:億円、%

	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
--	----	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----

歳出決算額	6028	6586	6943	7166	7868	8080	7889	8158	8424	8949	9264	9444	9196
増減(単年度)		558	357	223	702	212	-191	269	266	525	315	180	-248
増減(累計)		558	915	1138	1840	2052	1861	2130	2396	2921	3236	3416	3168

普通建設事業費	1841	1893	1976	2442	2849	2804	2951	3112	3082	3320	3341	3220	3057
増減(単年度)		52	83	466	407	-45	147	161	-30	238	21	-121	-163
寄与度		9.3	23.2	209.0	58.0	-21.2	77.0	59.9	-11.3	45.3	6.7	-67.2	-65.7
増減(累計)		52	135	601	1008	963	1110	1271	1241	1479	1500	1379	1216
寄与度		9.3	14.8	52.8	54.8	46.9	59.6	59.7	51.8	50.6	46.4	40.4	38.4

うち補助事業費	1216	1227	1247	1483	1674	1651	1717	1584	1509	1601	1670	1588	1468
増減(単年度)		11	20	236	191	-23	66	-133	-75	92	69	-82	-120
寄与度		2.0	5.6	105.8	27.2	-10.8	34.6	-49.4	-28.2	17.5	21.9	-45.6	-48.4
増減(累計)		11	31	267	458	435	501	368	293	385	454	372	252
寄与度		2.0	3.4	23.5	24.9	21.2	26.9	17.3	12.2	13.2	14.0	10.9	8.0

うち単独事業費	448	489	553	759	965	973	1033	1337	1387	1486	1435	1411	1366
増減(単年度)		41	64	206	206	8	60	304	50	99	-51	-24	-45
寄与度		7.3	17.9	92.4	29.3	3.8	31.4	113.0	18.8	18.9	-16.2	-13.3	-18.1
増減(累計)		41	105	311	517	525	585	889	939	1038	987	963	918
寄与度		7.3	11.5	27.3	28.1	25.6	31.4	41.7	39.2	35.5	30.5	28.2	29.0

うち国直轄等	177	177	176	200	210	179	201	190	186	236	236	221	222
増減(単年度)		0	-1	24	10	-31	22	-11	-4	50	0	-15	1
寄与度		0.0	-0.3	10.8	1.4	-14.6	11.5	-4.1	-1.5	9.5	0.0	-8.3	0.4
増減(累計)		0	-1	23	33	2	24	13	9	59	59	44	45
寄与度		0.0	-0.1	2.0	1.8	0.1	1.3	0.6	0.4	2.0	1.8	1.3	1.4

災害復旧事業費	85	156	211	102	109	129	140	52	29	38	44	142	42
増減(単年度)		71	55	-109	7	20	11	-88	-23	9	6	98	-100
寄与度		12.7	15.4	-48.9	1.0	9.4	5.8	-32.7	-8.6	1.7	1.9	54.4	-40.3
増減(累計)		71	126	17	24	44	55	-33	-56	-47	-41	57	-43
寄与度		12.7	13.8	1.5	1.3	2.1	3.0	-1.5	-2.3	-1.6	-1.3	1.7	-1.4

投資的経費	1932	2061	2205	2545	2961	2935	3094	3164	3118	3362	3390	3363	3100
増減(単年度)		129	144	340	416	-26	159	70	-46	244	28	-27	-263
寄与度		23.1	40.3	152.5	59.3	-12.3	83.2	26.0	-17.3	46.5	8.9	-15.0	-106.0
増減(累計)		129	273	613	1029	1003	1162	1232	1186	1430	1458	1431	1168
寄与度		23.1	29.8	53.9	55.9	48.9	62.4	57.8	49.5	49.0	45.1	41.9	36.9

出典:第3回委員会資料p.6(歳出決算額、普通建設事業費、補助事業費、単独事業費)

同p.20(国直轄事業負担金等)、p.21(災害復旧事業費)、p.5(投資的経費)

注:寄与度は「+」が増加、「-」が減少。平成7・13年度は歳出決算額が減少したため符号を調整済。

累計の基準年を平成元年としたことに特に意味はない(資料の存在による)。

「普通建設事業費+災害復旧事業費」と「投資的経費」はなぜか一致しない。

各経費の歳出増減寄与度(試算)

単位:億円、%

	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
歳出決算額	6028	6586	6943	7166	7868	8080	7889	8158	8424	8949	9264	9444	9196
増減(単年度)	0	558	357	223	702	212	-191	269	266	525	315	180	-248
増減(累計)	0	558	915	1138	1840	2052	1861	2130	2396	2921	3236	3416	3168
投資的経費	1932	2061	2205	2545	2961	2935	3094	3164	3118	3362	3390	3363	3100
増減(単年度)		129	144	340	416	-26	159	70	-46	244	28	-27	-263
寄与度		23.1	40.3	152.5	59.3	-12.3	83.2	26.0	-17.3	46.5	8.9	-15.0	-106.0
増減(累計)		129	273	613	1029	1003	1162	1232	1186	1430	1458	1431	1168
寄与度		23.1	29.8	53.9	55.9	48.9	62.4	57.8	49.5	49.0	45.1	41.9	36.9
人件費	2007	2150	2195	2228	2180	2241	2257	2296	2325	2330	2275	2286	2302
増減(単年度)		143	45	33	-48	61	16	39	29	5	-55	11	16
寄与度		25.6	12.6	14.8	-6.8	28.8	8.4	14.5	10.9	1.0	-17.5	6.1	6.5
増減(累計)		143	188	221	173	234	250	289	318	323	268	279	295
寄与度		25.6	20.5	19.4	9.4	11.4	13.4	13.6	13.3	11.1	8.3	8.2	9.3
公債費	638	613	603	628	633	700	712	780	801	831	937	1009	1053
増減(単年度)		-25	-10	25	5	67	12	68	21	30	106	72	44
寄与度		-4.5	-2.8	11.2	0.7	31.6	6.3	25.3	7.9	5.7	33.7	40.0	17.7
増減(累計)		-25	-35	-10	-5	62	74	142	163	193	299	371	415
寄与度		-4.5	-3.8	-0.9	-0.3	3.0	4.0	6.7	6.8	6.6	9.2	10.9	13.1
その他経費	1451	1762	1940	1765	2094	2204	1826	1918	2180	2426	2662	2786	2741
増減(単年度)		311	178	-175	329	110	-378	92	262	246	236	124	-45
寄与度		55.7	49.9	-78.5	46.9	51.9	-197.9	34.2	98.5	46.9	74.9	68.9	-18.1
増減(累計)		311	489	314	643	753	375	467	729	975	1211	1335	1290
寄与度		55.7	53.4	27.6	34.9	36.7	20.2	21.9	30.4	33.4	37.4	39.1	40.7

出典:第3回委員会資料p.6(歳出決算額)、p.5(投資的経費、人件費)、p.11(公債費)

「その他経費」はしわ寄せ。

注:寄与度は「+」が増加、「-」が減少。平成7・13年度は歳出決算額が減少したため符号を調整済。

累計の基準年を平成元年としたことに特に意味はない(資料の存在による)。

平成7年度の「その他経費」の減少は原因不明。

補助費等の歳出増減寄与度(試算)

2003.6.16 児山
単位:億円、%

補助費等	394	466	486	504	604	638	633	663	717	852	908	942	954
増減(単年度)		72	20	18	100	34	-5	30	54	135	56	34	12
寄与度		12.9	5.6	8.1	14.2	16.0	-2.6	11.2	20.3	25.7	17.8	18.9	4.8
増減(累計)		72	92	110	210	244	239	269	323	458	514	548	560
寄与度		12.9	10.1	9.7	11.4	11.9	12.8	12.6	13.5	15.7	15.9	16.0	17.7

うち税収連動	53	76	84	76	76	84	78	66	89	191	182	216	214
増減(単年度)		23	8	-8	0	8	-6	-12	23	102	-9	34	-2
寄与度		4.1	2.2	-3.6	0.0	3.8	-3.1	-4.5	8.6	19.4	-2.9	18.9	-0.8
増減(累計)		23	31	23	23	31	25	13	36	138	129	163	161
寄与度		4.1	3.4	2.0	1.3	1.5	1.3	0.6	1.5	4.7	4.0	4.8	5.1

うち税収連動以外	288	308	326	371	461	481	488	530	549	588	633	651	672
増減(単年度)		20	18	45	90	20	7	42	19	39	45	18	21
寄与度		3.6	5.0	20.2	12.8	9.4	3.7	15.6	7.1	7.4	14.3	10.0	8.5
増減(累計)		20	38	83	173	193	200	242	261	300	345	363	384
寄与度		3.6	4.2	7.3	9.4	9.4	10.7	11.4	10.9	10.3	10.7	10.6	12.1

うちその他	53	82	76	57	67	73	67	67	79	73	93	75	68
増減(単年度)		29	-6	-19	10	6	-6	0	12	-6	20	-18	-7
寄与度		5.2	-1.7	-8.5	1.4	2.8	-3.1	0.0	4.5	-1.1	6.3	-10.0	-2.8
増減(累計)		29	23	4	14	20	14	14	26	20	40	22	15
寄与度		5.2	2.5	0.4	0.8	1.0	0.8	0.7	1.1	0.7	1.2	0.6	0.5

その他の経費	1057	1296	1454	1261	1490	1566	1193	1255	1463	1574	1754	1844	1787
増減(単年度)		239	158	-193	229	76	-373	62	208	111	180	90	-57
寄与度		42.8	44.3	-86.5	32.6	35.8	-195.3	23.0	78.2	21.1	57.1	50.0	-23.0
増減(累計)		239	397	204	433	509	136	198	406	517	697	787	730
寄与度		42.8	43.4	17.9	23.5	24.8	7.3	9.3	16.9	17.7	21.5	23.0	23.0

出典:第4回委員会資料p.7(補助費等、内訳)
「その他の経費」はしわよせ。

「税収連動以外」の内訳(1億円以上の合計)

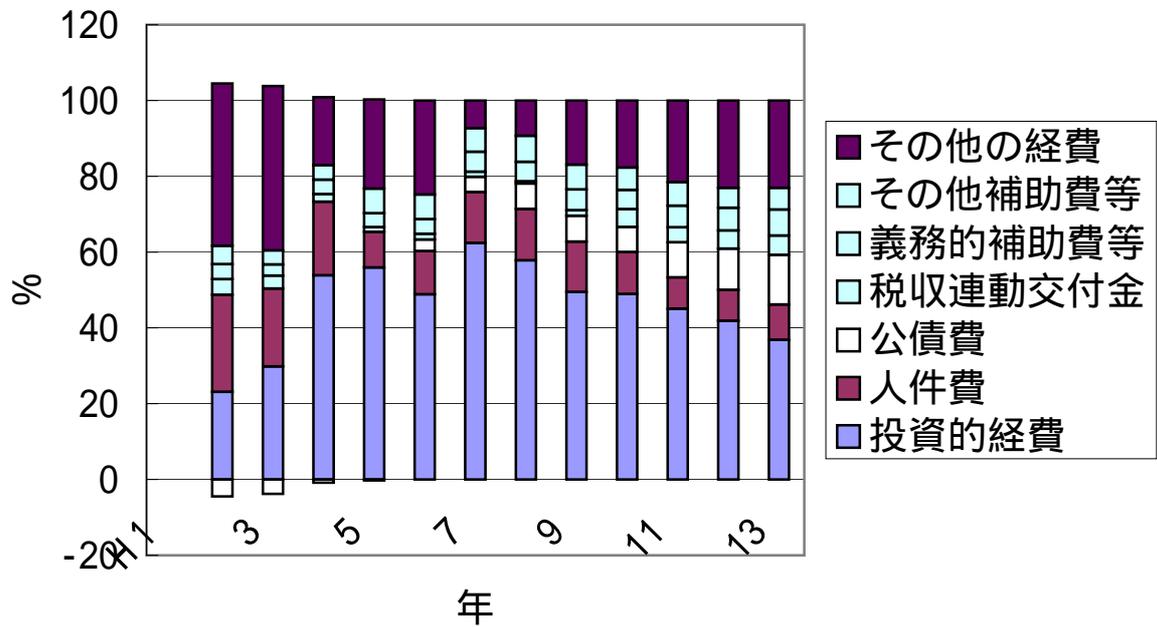
「義」	132	154	159	175	200	212	230	241	263	280	315	337	349
増減(単年度)		22	5	16	25	12	18	11	22	17	35	22	12
寄与度		3.9	1.4	7.2	3.6	5.7	9.4	4.1	8.3	3.2	11.1	12.2	4.8
増減(累計)		22	27	43	68	80	98	109	131	148	183	205	217
寄与度		3.9	3.0	3.8	3.7	3.9	5.3	5.1	5.5	5.1	5.7	6.0	6.8

「補」	45	44	51	72	84	96	97	111	98	95	104	98	93
増減(単年度)		-1	7	21	12	12	1	14	-13	-3	9	-6	-5
寄与度		-0.2	2.0	9.4	1.7	5.7	0.5	5.2	-4.9	-0.6	2.9	-3.3	-2.0
増減(累計)		-1	6	27	39	51	52	66	53	50	59	53	48
寄与度		-0.2	0.7	2.4	2.1	2.5	2.8	3.1	2.2	1.7	1.8	1.6	1.5

「嵩」	41	43	48	52	63	54	66	71	69	73	76	72	65
増減(単年度)		2	5	4	11	-9	12	5	-2	4	3	-4	-7
寄与度		0.4	1.4	1.8	1.6	-4.2	6.3	1.9	-0.8	0.8	1.0	-2.2	-2.8
増減(累計)		2	7	11	22	13	25	30	28	32	35	31	24
寄与度		0.4	0.8	1.0	1.2	0.6	1.3	1.4	1.2	1.1	1.1	0.9	0.8

出典:第4回委員会資料p.21

各経費(特に補助費等)の歳出増減寄与度(累計)



各経費(特に補助費等)の歳出増減寄与度(累計) 総括表

単位: %

	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
投資的経費		23.1	29.8	53.9	55.9	48.9	62.4	57.8	49.5	49.0	45.1	41.9	36.9
人件費		25.6	20.5	19.4	9.4	11.4	13.4	13.6	13.3	11.1	8.3	8.2	9.3
公債費		-4.5	-3.8	-0.9	-0.3	3.0	4.0	6.7	6.8	6.6	9.2	10.9	13.1
税収連動交付金		4.1	3.4	2.0	1.3	1.5	1.3	0.6	1.5	4.7	4.0	4.8	5.1
義務的補助費等		3.9	3.0	3.8	3.7	3.9	5.3	5.1	5.5	5.1	5.7	6.0	6.8
その他補助費等		4.8	3.7	3.9	6.5	6.5	6.2	6.9	6.5	5.9	6.2	5.3	5.7
その他の経費		42.8	43.4	17.9	23.5	24.8	7.3	9.3	16.9	17.7	21.5	23.0	23.0

注:「義務的補助費等」は「主なもの」の合計(第4回委員会資料p.21)

「投資的経費の回答に対して」

氏名 唖 清悦

項目	本文
<p>(投資的計費分の回答 P.27)</p> <p>I T E R 誘致について</p>	<p><u>県議会に十分な説明がなされたのか？</u></p> <p>過去に2回、県議会でI T E R誘致の意見書が採択されたので、大変思いと認識するのは結構だが、冬期アジアオリンピックでの経費膨脹問題と同様に、「送電設備は地元負担で、その建設費は百数十億円と予想される。」と報じられたのは県議会終了後だと記憶している。</p> <p>また、小柴東大名誉教授がノ-ベル物理学賞を受賞し、I T E R絶対反対と嘆願書を提出している事と、その当時よりも更に県財政が悪化した状況下で、送電設備の建設による財政圧迫の要因が生じた現在、県会議員の意識も変化している可能性がある。</p> <p>改めて議会に諮る必要があるのではないか。</p> <p>小柴教授が県に提出した嘆願書の写しを1部下さい。</p> <p><u>重いのは専門家の意見では？</u></p> <p>県民の代表である議員の意見に重きを置く事は気持ちとしてはありがたいが、総理大臣も県職員も県会議員も県民も物理に関しては全くの素人。技術的見地から判断する事は期待できず、好きか嫌いかのレベルで判断しているようなもの。ノ-ベル物理学賞を受賞した専門家の意見に重きを置くべきだと思う。</p> <p><u>県民と議会のねじれ現象に注意</u></p> <p>県民に選ばれた県会議員の判断が100%青森県民の民意を反映しているのであれば、いちいちお金と時間をかけて県民の声を聞かなくても、議員の声さえ聞いていれば正しい事になる。しかし、有権者は議員が公約で掲げる全ての政策をひとつひとつ確認しながら、完璧に一致した人だけに投票している訳ではなく、相当妥協しながらも相対的に選んで投票している訳だし、棄権するよりは無理にでも選んでもらった方が良いと選挙管理委員会でも思っていると認識している。</p> <p>ひとつの政策について県民がどう思っているのかを知るには、住民投票まではしなくても、アンケートなどでも十分知る事が可能な筈だ。その結果を合わせて議員に示し判断を仰ぐべきではないだろうか。</p> <p>今までのやり方によって、結果的に原子力施設に不安を感じる人が県民の8割以上にまで増やしてしまった事実を直視すべきである。(政策マ-ケティングブック2002~2003のP.30)</p> <p>政策推進室が今年3月に作成した「県民と行政のパ-トナ-シップ推進ビジョン」をよく読んで理解し、その通りに進めてほしいと思います。</p> <p><u>県民に対する説明責任</u></p> <p>I T E R推進とI T E R絶対反対では全く正反対の意見である。昨年、二十数年前にノ-ベル物理学賞を受賞した学者を招いてシンポジウムを開催した事を考えると、小柴教授を招いて公開討論会を開催する事は旅費が安い事と通訳がいらない点で、ずっと簡単であると思う。どちらの言い分を信用したら良いのか混乱している県民を説得するには最高の方法だと思っています。私のこの提言に対する県としての考えをお聞かせ願いたい。</p>

<p>(人件費の回答 P . 10)</p> <p>所得保障による就農者確保との比較について</p>	<p>回答内容 1 で、国の指定野菜産地数の増加や、生産性の向上（労働時間の短縮）が成果だとの内容であるが、それを成果と認識しているようでは進歩がない。投資的経費は「支出額を上回るだけの効果が期待されるもの」でなければならないとの私の考えに対し、「その通りである」（投資的経費分の回答 P . 26）と総務部財政課も同意してくれているように、額と言っている以上、金額をベ - スに考えないと質問と回答が噛み合わなくなる。</p> <p>更に一步進めて、産地数の増加と労働時間の短縮を図るためにいくら支出し、それらが農家の所得をいくら増加させ、それにより県の税収がいくら増えたかまでを金額で算出していく必要がある。</p> <p>その発想がないと壊れたポンプに呼び水を注ぎ続けるだけになってしまう。一向に水が汲まれないポンプに貴重な呼び水を使ってしまいうらいなら、もうポンプで汲み上げてくれなくても良いから、その呼び水をそのまま我々農家に飲ませてくれと言いたい。農家は作業しやすい水田やおいしい米を求めているのではなく結局はお金がほしいのである。回り回って目減りしながらやっとお金が手に入るよりは、目減りした時の金額で十分だから、直接もらった方が嬉しいし、ロスもないし、県の負担も減ると思う。中橋委員の提案に農業者としては大賛成。</p>
<p>(人件費の回答 P . 11)</p> <p>農業試験研究や普及指導支出を正当化できる範囲について</p>	<p>食料の安全保障の観点から、自国の農業を維持すべきであるし、生産能力が今よりも低下して良いとは思わないが、問題は誰を支援するかである。農家全てを維持させようと思うからお金だけ使ってしまう。</p> <p>生産性の低い農家（経営能力が無い・努力しない・高齢）は淘汰され、逆に生産性の高い農家や農業法人（経営能力が高い・努力している・若い）のみが再生産を維持できるように投資する対象を絞るべきである。</p>
<p>(人件費の回答 P . 12)</p> <p>試験研究機能の保持の方法について</p>	<p>回答内容（2）で・・・採算性が悪く・・・とあるように、成果を金額に換算するのが難しいと私の提案に答えていたにも関わらず、試算してみるまでもなく、「採算性が悪い」と認識している事は、正に確信犯と言えざるを得ない。そこまで解っているのなら即やめて、直接所得保障に切り替えるべき。</p> <p>同様に（3）。経営面で民間や独立行政法人では困難と認識している事自体、「支出額を上回るだけの効果が期待されるもの」としての考えが全くない。これを「給料取り」と呼ぶ。</p> <p>（4）の 。研究は必ずしも成功するとは限らない。失敗は成功の元。成功した場合に失敗した分もカバ - できる分の成果を上げる覚悟で研究に取り組まないでどうするの？ これを「研究ごっこ」と呼ぶ。</p> <p>（4）の 。（2）で・・・気象などの自然的な要因が大きく関与し・・・とあるように、本県の農業試験研究は本県の気象に合うように進められてきたと認識しているが、その成果が海外へ流出するとすれば、具体的にどの国を想定しているのか教えてほしい。逆説的に言えば、むしろチャンスである。特許は他の人が使いたくなるからこそ価値がある。その企業が本県に納税してくれるだけ稼いでくれた方がありがたい。また、国から O D A の予算をもらって、その技術を海外に提供する方法も考えられるのではないか。</p> <p>（6）。農協でも取り組んでいる事が多く含まれているので、かぶらないものを探してやってほしい。</p>

その他

「青森県が100人の村だったら」より	農家の所得が150万円。役場の人が870万円。もし一人が年間最低100万円で生活するとすれば、残るお金は農家が50万円。役場の人770万円。所得で5倍以上多く、可処分所得では15倍以上多いというようになってしまうのだろうか。
--------------------	--

テーマ「補助費等について」

氏名 武田 隆一

項目	本文
長期計画	今後の各年度補助費等の予算の試算 それによる削減計画の作成
関係者への告知	担当部署職員の啓蒙と県民へのアナウンス 発想の転換による甘えの排除
個別の項目の検討	危機意識に基づく個別の項目削減計画立案と相手方への周知交渉

財政改革推進委員会（第4回）レポート

「補助金について」

（協）プランニングネットワーク東北 中橋勇一

1. 補助金問題の位置付け

- (1) 財政改革全体の中での位置づけから触れると、補助金問題は、一般に（ムダの象徴として）目につきやすいが、いま求められている財政改革のスケール、不足財源の規模から見れば、個別補助金改革のための点検の手間とコストは大きく、効果は相対的に小さいと冷静に判断すべきである。
- (2) なかでも、県単独補助事業の多くは、自治体としての独自性を定義するもの（これがないと自治体といえないもの）、対象が競争力の弱い業界、弱小団体、障害者などマイノリティが多いこと、行政の本質的役割であるスタビリティに関する県民の信頼性に直結することから、中心的削減課題ととらえるべきではないと考える。
- (3) 現在必要な重要判断は、1. 公共事業（道路とハコもの）の削減比率をどれだけ大きく設定できるか、2. 小中学校教員・県職員の総人件費抑制目標を何%減と設定できるか、3. これで不足な場合、新幹線延伸延期を選択肢に入れられるかの順であると考えます。
- (4) これらの3課題について判断を下せない場合には、財政改革をいま求められているスケールで実施することはできない。「中期運営方針」は、このうち、3. 新幹線延伸延期を避けるという前提の範囲で方針を設定する作業と考えることが適切と思う。

2. 補助金点検と改革の進め方

- (1) 補助金改革はもちろん必要である。特に行政依存体質からの脱却、官民役割分担の明確化の点では、大きな課題である。
- (2) ただし、各部局による個別点検には、率直に言って大きな期待は掛けられない。縦割り点検の結果は、それぞれの立場からほとんど間違いなく必要性、有効性の指摘が出てくること、現在の国との繋がり縦割りではそれに必然性があること、また、人件費削減を伴わない事業費削減提案にとどまる可能性がきわめて高いこと、それを避けるには、「事業費/人件費」比率に関する別の数値目標設定がいること、などが理由である。そしてこれらについては前回既に触れた。

- (3) 自主・自立、競争型、自己責任型活動へと補助対象団体等のビヘイビアの転換を迫る改革、これに見合って、保護者的行政、補助対象決定権限を行政の内部決定に留める体質からの改革をめざすには、むしろ、補助金決定・支出のあり方の、包括的・原則的な転換方針を決定し、それに沿って各部局に自主的な補助金再編を求めることが効率的である。
- (4) 業界活性化支援も、市民の自主活動支援も、当該業界や活動分野の経営者や活動家のリーダーシップと、行政依存ではない自発的な取り組みが欠かせない。自発的な取り組みを促進する政策支援（補助・委託）のあり方は、次の3点において、これまでの官民関係の変更を求めるものでなければならないと思う（以下の論点に関しては、補助事業のあり方や民間委託のあり方に共通する改革方針として考えている）。

3. 活動支援への転換

- (1) 第一に、基本的に「団体支援」を廃止し「活動支援（活動助成）」を原則とするべきである。現在の補助は、業界や活動分野への横並び型、あるいは代表団体特定型の「団体支援」が多い。こうしたこれまでの補助金から、改革を進める経営者や活動家の「活動支援」に、はっきりと転換することが必要である。
- (2) 積極的にリスクを負って取り組む経営者や活動家もいれば、慎重な経営者や活動家もいる。固定した代表団体への支援は、新規活動を追求する活力を失わせ、業界や官民の意見が一致したときには、既にトレンドへの対応で敗者になっていることが多い。
- (3) 「団体支援」は、また、横並び支援になり、悪平等の「ばらまき」になりやすい。それは、財政改革の視点からはもはや許されない。新しい道を切り開こうとする取り組み（活動）自体を支援するべきである。その活動の成果、成功体験の積み重ねによって、はじめて多くの経営者・活動家の公益事業・活性化事業への積極的参加が期待できる。
- (4) 固定した（少数）団体への支援は、また、担当部局と支援対象団体とを「身内化」してしまう。身内活動への支援は腐敗の元凶である。最初から支援対象を決めている補助・委託は、相手がどのような法人格、社会的位置付けの組織であっても（例えば、農協や社会福祉協議会であっても）問題であり、今後は廃止すべきである。
- (5) (責任追及の可能性を含む) 明確な官民の役割分担、なれ合いでない「官民協働」のためには、団体支援ではなく「活動（目的）支援」とし、そこに（それを効果

的・効率的に実施するのはどこかという)団体間競争を持ち込むことが不可欠である。

- (6) すなわち、活動支援(やアウトソーシング)については、特定団体との事前関係を前提とせず、また、企業、公益法人、NPO法人等を区別するべきではない。公募制、公開審査等の実質的で透明性のある手続きによって、活動目的に合致した企画・提案あるいは実行能力のある設計組織などを選定するべきである。
- (7) 農協や社会福祉協議会も競争に身を置くべきであり、例えば農協に変わって自分たちがある事業を担おうという農業者組織・農業法人(あるいはそのコンソーシアム)が生まれ、企画提案が優れていれば、補助・支援対象は変えるべきである。そうした可能性を前提にした仕組みに、全体を切り替えるべきである。

4. 間接支援への転換

- (1) 第二に、「直接支援」から「間接支援」への転換である。選定の中立性・公平性・透明性を担保しつつ、機動的な協働活動を広げるためには、「直接支援(県の直接補助等)」方式から「間接支援(活動助成等)」方式へ転換する必要がある。
- (2) 行政資金をいったん外部にプールし、官民協働をコーディネートする中間組織に運営を委ね、行政(県)の判断とは独立に、「間接支援」対象の「事業提案」を選定する方式である。
- (3) 行政と業界(NPO活動分野を含む)の「直接的タイアップ」ではなく、「間接支援」とすることで、経営者や活動リーダーが、自ら組織し推進する事業について、競争下で支持を獲得するという能動性を引き出すことができる。自分たちの責任事業であって初めて、真剣なリスクヘッジを行うし、コストパフォーマンスの点検が厳しくなる。それが業界や市民活動の体質を強める。
- (4) 逆に、「直接支援」は必ず「行政依存」を再生産する。平等なタイアップやパートナーシップは決して生まれぬ。行政支出を当てにして、コストパフォーマンスの点検がおろそかになる。活動やイベントが肥大する。つまり、「良かれ」と思って支援する行政の(直接)支援は、業界や市民活動の自発的な取り組みを阻み、足腰を弱める。行政の保護者意識を再生産する。

5. 包括支援（助成）への転換

- (1) 現在の補助金（特に単独、嵩上げ補助）の大きな問題点は、同一団体に個別事業ごとに細分されて補助金が支出されていること、小額補助金がきわめて多く、その事務量が双方の事務コストを引き上げていること、定期的な見直しの動機が強く働かず、ずるずる継続型になっていることなどである。
- (2) これらの問題は、「活動支援」への転換と「間接支援」への転換の組み合わせによって、はじめて円滑に解決可能になる。例えば、現在の小額補助金も含むメニューを例示した、包括的な、分野ごとの（「農業活性化助成金」「商工業活性化助成金」といった）助成制度を作ればよい。現在の関連する個別補助金は全て廃止し、その額をこの助成金に統合する（この際、トータルで何割か削減しても良い）。
- (3) その上で助成メニューを弾力化すれば、農業団体、商工団体や福祉団体は、本当はなくとも良いと思っていた補助金をもらい続ける（実際には内部で転用するなどという紙一重の工夫をする）代わりに、自分が必要と思う新しい事業提案をし、その活動資金を獲得することができる。もちろん、提案競争と公開審査で敗退すれば、そのチャンスは失われる。
- (5) また、事務的な定期的見直しを行わなくとも、提案競争の中で、採用される事業はほぼ自動的に時代に沿った内容のものに転換していくので、その分の費用を掛けずに見直しが進んだのと同じ効果になる。
- (6) この方式への転換は、おつきあい型補助（政治的・恣意的になりやすい）の廃止にも役立つ。働き掛けに対しては全て、当該分野の助成制度への応募をあっせんすれば良い。そこで助成金を勝ち取れるかどうかは、提案の善し悪しであり、県は関与しない姿勢をとればよい。これらの助成審査は当然だが完全公開審査を原則とするべきだが、そうであれば、不透明な補助金支出という批判も一掃できる。

6. 「協働の組織化」支援

- (1) 補助・支援事業の内容的な点検について言えば、今後の補助・支援は、「協働の組織化」を前提にした支援に的を絞ることが適切である（包括的助成制度に切り替える場合は、その「審査基準」の重要要素ということになる）。
- (2) 現代のどのような産業振興も、あるいは市民活動活性化も、川上から川下までの連携、熱心な個人や自発的ボランティア、市場開発に意欲的な関係業界などと重層的なネットワークを張り巡らし、それを緊密にしていく努力なしには成功しない。

- (3) 例えば今後の観光振興も、観光業経営者の自発的取り組みがまず必要だが、それは、観光業経営者が、障害者（当事者）や支援する NPO、交通業者、関係機関などとの「協働」に向かって、自ら組織化に努力する事業でなければならない。
- (4) こうした観点に立った自主事業に対する助成は、個別小額補助事業をいくら並べても（不可能ではなくとも）きわめて困難である。しかし、いま求められているのは、そういう自発的な「協働」に基づく、創意のある提案である。それを支援できる補助（助成）の仕組みに切り替えなければならない。

6 . 官民協働と法人格条件

- (1) 中長期的な観点で財政改革の課題を考えると、単に節約することではなく、官民協働の形成・促進によって、公共の直接負担・支出を抑制し、同時に、公益的サービスや活動の水準を維持・拡大することが必要である。
- (2) 補助金の内容や支出方法の点検には、「官民の役割分担の再設計」、「行政と業界組織・NPO 等との仕事の境界線の引き直し」というつかまえ方が必要である。「官の仕事に民の知恵を生かすこと」や「行政事業が円滑に進むように民が協力すること」が課題ではない。
- (3) 財政改革は、行政自身の内部的課題ととらえられがちであるが、実は行政が行政外部との関係（役割分担）を設計し損なっていること（過剰負担、過剰支出）の解決問題である。それが、官民協働の形成・促進と不可分の課題として取り組む必要性の根拠である。
- (4) 直接的で根拠の乏しい（恣意的な）形で補助・支援を行うことは、産業組織・NPO 等の将来にも、官民協働の将来にも（もちろん、行財政改革のためにも）望ましくない。むしろ、今後は、事業能力と経営継続の実証に関して競争的な環境づくり（及びこれに見合う行政の内部組織と意思決定の改革）を進めることが重要である。
- (5) 競争的条件づくりを、制度条件を用いなくて、行政マンの善意で実現できると考えるのは楽観的に過ぎる。官民協働は、仲良くすることでなく、互いに責任を問える相手との関係でなければならない。現状では、協働相手方の民間組織やコーディネートする中間組織自身の体質・責任能力にも大きな問題があるが、行政はこの点を不問にしすぎてきた（なれ合ってきた）。
- (6) 今後は、少なくとも、直接的な行政補助事業については、これらの相手方に「法人格」を必ず求めるべきである。NPO 法など関連法制の整備の進展で、その条件は熟している。

- (6) すなわち、行政の下請け、隠れ蓑団体になりやすい「任意団体」「人格なき社団」への補助・支援は完全に廃止するべきである。2～3年間程度のサンセット方式で法人格を取得することを条件として、限定的な継続という経過措置を採ってもよい。
- (7) なかでも、県が関与している「任意団体」への補助・委託は全て率先して廃止すべきである。これらは、法的責任を問えない、手続きの透明性を保障できない、官民の役割分担が不明確になる、行政依存体質を助長するなどの点で、談合許容の指名競争入札と同じ問題点をはらんでいる。むしろ入札の形を取らない分だけ、問題点が大きい。これらの任意団体への補助事業を支援している、隠れ出向的な事務局業務分担なども一切廃止するべきである。
- (8) このことは、補助事業の内容についての社会的認知、社会的意義とは関わりがない。例えば、「三内丸山応援隊」への補助、「県民政策ネットワーク」への補助事業などについても、事業内容を確保したまま、より競争的で、透明性が高く、相手の法的責任を問うことができる形に移行することは何ら困難ではない。
- (9) 例えば、三内丸山のガイド事業について、県民参加・自主運営型のガイド事業を期待し、その活動に一定額を補助する事業を継続するとする。ただし、相手は「三内丸山応援隊」に固定しない。毎年とは言わないが、定期的にプロポーザル審査あるいは企画コンペで補助先を決定することとするべきである。
- (10) 仮に「三内丸山応援隊」よりも県民の自主的参加を促し、経費的にも安い提案をするNPO団体等が出てくれば、補助対象は交替するべきである。対象がそのまま「三内丸山応援隊」で続くことは大いにありそうだが、それまでとは意味が違う。なお、この場合、「三内丸山応援隊」が早急に何らかの法人格を取得することが競争参加条件である。
- (11) 肯定的事例が理解しやすいので「三内丸山応援隊」の例を上げたが、補助対象が固定している（実質的に団体補助）事例は、補助理由が多くの場合抽象的・定性的なものであり、数値的な裏付けがない。また継続的補助の政策効果についてもほとんど計測されていない。その意味で、行政の恣意的判断による補助の批判は免れない。
- (12) したがって「三内丸山応援隊」への補助の類も、「活動支援」「間接支援」を組み合わせた包括的な助成制度のなかで、活動提案が公開審査され、一定率で助成を受ける形に転換することがいっそう望ましい。

テーマ「補助費等について」

小川 千恵

項目	本文
補助費等の全体的な見直しは必要である。	<p>「公益上必要がある」として制度化された補助金でも再点検する必要がある。何でも県が補助できるような状況にはないということを経営に現金給付される団体、個人にも理解してもらい、補助負担率も含めて見直すことが必要。例えば、全額補助という体制がその組織のなれあいや、ムダな事業の継続になっているということもある。今後も例えば3年に1度は見直す等の仕組みも必要である。</p> <p>しかし、義務的支出が多くを占めている中であって、削減にどの程度貢献するかは疑問である。</p>
補助金の交付先について	<p>事業毎にこんなに細かく交付先（目的）が決められているのに驚いた。例えば「市長村」に交付しているものは、県で金額を指定せずに必要に応じて細目は自分たちで決めてもらうようにし、まとめていくらという形にすることはできないのだろうか。</p>
人件費について（雇用の流動化）	<p>終身雇用ではなく、個人の新しい能力開発や自分で仕事を作り出す（起業化）ことは人件費削減という観点ばかりではなく、人間的喜び、生きがいを実現する社会にするためにも大切なことである。そのために、社会的な教育システムの整備が必要だ。つまり、新しい能力を身につけ、新しい産業に就職できるキャリアを生かして、他社や他業種でステップアップできる職業訓練のための教育システムの充実である。また、年金や退職金制度も見直す必要がでてくるだろう。</p>
評価について	<p>政策評価や人事評価の導入が再三言われているが、念をおしたいのだが、「評価」とは良いものを伸ばすためのものであるということ。悪いところを見つけ他者との差を付け、いわゆる「競争社会」に拍車をかける方向になってもらいたくない。互いに足ひっぱりになれば、むしろ効率は悪いわけで「協力社会」になるために評価するという観点を忘れないでほしい。</p>

テーマ「補助費等について」

氏名 木村 隆次

項目	本文
費用対効果	<p>改革なのだから過去は、なしで行く。 前年度まで数年間続いた補助事業の洗い直しが必要です。 毎年ゼロシーリングのスタンスから予算立案する必要があります。 前年度の事業のねらいが到達しているのかを評価して継続かを決めるべき。また、事業を採択するときは、担保（効果が出ないときは次年度辞退など）をとることが必要です。</p>
関連周辺事業の見極め	<p>介護給付県負担金は12,5%です。介護給付費が伸びればこの金額も伸びます。つまり要介護状態になり介護保険サービスを湯水のごとく使えばこの県負担（市町村）は大きくなるということです。 また医療費（多様な県負担項目有り）も同じことが考えられます。</p>
保健・医療・介護の連続的なサービスに対する考え方	<p>源から考えることが必要です。 健康づくりの施策、介護予防・地域支え合い事業費補助の意味を県市町村担当者が十分理解し科学的にすすめることが必要です。 平均寿命男女全国最下位からの脱出</p> <p>また社会資源の有効、効率的な活用のため包括ケアシステムの早期構築が必要です。疾病予防・介護予防・医療・介護・難病・心身障害などの横断的なマネジメントが必要です。 （青森県包括ケアシステム推進協議会の活用）</p> <p>各ジャンルでこの様に周辺の非効率な所に着目すれば無駄を省くことが考えられるはず。知恵を絞ってやればできるはず。</p>

テーマ「補助費等について」

氏名 小林光浩

項目	本文
1.現状認識	<p>(1)補助費等は、歳出総額の伸びを上回る伸びを見せているものの、その推移は東北各県とも同様の傾向にある。</p> <p>(2)補助費等の総額では、歳出総額に占める割合が10%程度と、人件費25%や投資的経費33%と比べ、影響力が低い事がわかった。</p> <p>(3)増加傾向にある補助費等954億円のうち、県民の暮らしに直接関係する民生費323億円(34%)と、法律で規制される税収連動交付金214億円(22%)が多く、これを合わせると半分以上になることがわかった。</p> <p>(4)次に多い、農林水産費115億円(12%)では、農業・漁業集落排水整備事業費が30億円と、社会資本整備への投資費用が多くをしめていることがわかった。</p>
2.基本的考え方	<p>(1)補助費等の中で、増加傾向にある介護保険等の民生費は、直接県民生活にかかわるものであって、県民の理解を求める必要から、単純な削減は難しいものとする。</p> <p>(2)また、増加傾向にある、法律に基づく税収連動交付金(県税収入の一定割合を市町村交付)は、削減の対象外とすべきものであろう。</p> <p>(3)さらには、農林水産業への補助は、農業・漁業集落排水整備事業費等への社会資本整備への投資費用が多くを占めるため、建設事業的要素と、農業振興への支援とを区別して議論することが重要であるとする。</p> <p>(4)あるいは、県民の要望によって制度化された補助は、既得権や県民の理解を求める必要から、削減は難しいものとする。</p> <p>(5)従って、長期的視点にたつて、「県民負担のあり方」と、「県支援のあり方」という視点で、3年後、5年後の「補助費のあり方」を財政改革で明らかにするべきであるとする。</p>
3.目標の設定	<p>(1)一度、制度化した補助費等は、今後制度継続した場合の財政に影響を与える支出額をシュミレーションすることが必要であるとする。</p> <p>(2)そのうえで、3年後、5年後の「補助費のあり方」を明確とするべきであるとする。</p> <p>(3)と同時に、受益者負担の原則に基づいて、県民の理解を得られる「県民負担のあり方」と、「県支援のあり方」を明確とするべきであるとする。</p> <p>(4)また、零細補助金については、金額的な削減効果は低いと思われるものの、金額にかかわらず県事務がともなうことから、県事務の合理化・簡素化の視点から、補助対象者の意見を十分に聞いたうえで改めるべきであるとする。</p>

テーマ「補助費等について」

氏名 児山正史

項目	本文
<p>1. 資料に関する質問</p> <p>「その他の経費」(p.5)</p> <p>財政悪化への寄与度(p.7)</p> <p>「その他補助交付金」(p.12)</p> <p>「義」(p.13)</p>	<p>資料 p.5 にある「その他の経費」の内訳を知りたい。(金額がかなり大きいので。)</p> <p>税込連動交付金は税込増と相殺され、それ以外の補助金等も扶助費と相殺されたりするので、財政への影響がわかりにくい。補助費等も含めて、各経費について、歳出・歳入の両面から、財政悪化への寄与度を定量的に分析して示してほしい。</p> <p>一応、前回と同じ手法で大雑把に分析したが、県の裁量の余地のある補助費等の寄与度は小さい。(添付資料を参照。)</p> <p>一般財源では投資的経費に匹敵する(資料 p.6)とあるが、公債費は年度遅れの投資的経費であり、やはり投資的経費が重要である。</p> <p>資料 p.12 の冒頭にある「その他補助交付金」とは何だろうか。「税込連動交付金以外の補助交付金」かと思ったが、「税込連動交付金も含む」とあるので。</p> <p>資料 p.13 の「区分欄の定義」の「義」は「国が都道府県の関与(負担)強制を前提に制度、仕組みをつくっているもの」という微妙な表現になっているが、「国が都道府県に支出を義務づけている」のとは違うのだろうか。</p>
<p>2. 補助費等へのアプローチ</p>	<p>「補助費等のうち主なもの」(pp.12-19)のうち、「単」「補」「嵩」の中で金額が大きいものから検討する。</p> <p>ただし、平成15年度当初予算ベースで、「主なもの」の合計834億円のうち、「単」「補」「嵩」が含まれるものは287億円(34.4%)にすぎない。</p> <p>「単」「補」「嵩」が含まれるもののうち、10億円以上が9件(200億円)、2億円以上10億円未満が16件(69億円)、これらの合計が269億円で、「単」「補」「嵩」の93.8%を占める。この合計25件を重点的に検討する。(添付資料を参照。)</p>
<p>3. 大口補助費等</p> <p>私立学校</p>	<p>詳細を知らないなので、資料を見た限りでの思いつきを述べる。(記号は添付資料を参照。)</p> <p>私立学校(A) 私立学校教職員退職金(B)</p> <p>小中学校も補助の対象となっているかどうか。もし対象となっているのなら、不要ではないか。公立小中学校だけでも「能力に応じて、ひ</p>

<p>病院、水族館</p>	<p>としく教育を受ける権利」は保障できるのではないか。高校は公立だけでは定員を超過するかもしれない。なお、私立学校への補助の削減と公立学校の教職員給与等の増加との比較も必要。</p> <p>県立中央病院（ A ） 県立つくしが丘病院（ B ） 県立浅虫水族館（ B ） 救急救命センター（ B ）</p> <p>経営改善の余地がないかどうか。以前の回答では、既に努力しているとのことだったが。</p>
<p>医療</p>	<p>重度心身障害者医療（ A ） 乳幼児はつらつ育成（ B ） ひとり親家庭医療費（ B ）</p> <p>「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障するために必要な水準かどうか。他県と比較してどうか。他の権利の充足度と比較してどうか。「重度心身障害者」「低所得世帯の乳幼児」「ひとり親家庭」のように原因別に対象を細分せず、所得やサービスの必要度に基づいて普遍的な制度として行う方が合理的では。</p>
<p>国 10/10</p>	<p>農業集落排水（ A ） 電源立地（ A ） 農業共済組合（ A ） 農業委員会（ B ）</p> <p>「国 10/10」なので削減しても県財政に影響はないのだろうか。</p>
<p>産業振興など</p>	<p>経営改善普及（ A ） 介護予防・地域支え合い（ A ） 中山間地域（ B ） 商工会連合会指定事業（ B ） 中小企業団体中央会（ B ）</p> <p>目的を明確化、効果を検証する必要。</p>
<p>延長保育（ A ）</p>	<p>保育所への補助と、所得などの一定の資格を満たす利用者への補助の効果と比較。</p>
<p>漁業集落環境整備（ B ）</p>	<p>漁業集落、農業集落などに対象を細分するよりも、排水施設事業全体の中に位置づけて優先順位をつけるべきでは。</p> <p>どういうものかわからないので何ともいえない。</p>
<p>県税特別徴収交付金（ B ）</p>	<p>なぜ 3 人目以降なのか（低所得などのため必要なら 1 人目から軽減すべきでは）。 3 人目以降なら高所得者も対象とするのかどうか（対象とすべきではないのでは）。</p>
<p>保育料軽減（ B ）</p>	<p>不要不急の補助金に見える。全廃でもよいのでは。平成 4 年度まではなかった。</p>
<p>スポーツ事業費（ B ）</p>	<p>用途、必要性、効果などを精査。</p>
<p>放課後児童対策</p>	<p>水準などを精査。</p>
<p>民生委員</p>	<p>合計しても約 8 千万円にしかない（大口補助金の 1 件よりも小さ</p>

4 . 零細補助金

い)が、交付・申請に伴う費用は問題。金額が小さいので全廃しても影響は少ないのでは。

補助費等のうち大口のもの(平成15年度当初予算、「義」「税」を除く)

2003.6.16 児山

A.10億円以上(9件)

項目	区分	交付先	補助負担率	概要	元決算	2決算	3決算	4決算	5決算	6決算	7決算	8決算	9決算	10決算	11決算	12決算	13決算	14最終	15当初
私立学校経常費補助	高	私立学校	定額	私立学校等の運営に要する経常的経費に対する補助	3,858	4,027	4,276	4,518	4,719	5,039	5,590	5,956	6,089	6,058	6,061	6,083	6,039	6,072	6,040
県立中央病院負担金	義・高	県立中央病院	定額	企業債元利償還、不採算部門運営費等に対する負担金	2,589	5,038	4,041	1,836	1,965	1,898	2,187	2,176	2,160	2,239	2,448	2,755	2,948	3,129	3,062
重度心身障害者医療給付事業費補助	単	市町村	1/2	重度心身障害者の医療費軽減に係る補助	645	667	704	769	798	884	1,023	1,069	1,234	1,443	1,503	1,446	1,686	1,826	2,098
農業集落排水事業費補助	補	市町村	1/2	農業集落排水施設事業に対する補助(国10/10)	889	954	1,884	3,516	5,052	5,542	5,426	6,873	5,890	5,805	5,489	4,266	2,324	2,331	2,096
経営改善普及事業費補助	補・高	商工会・商工会議所	1/2・10/10	商工会、商工会議所の運営に対する補助	1,480	1,557	1,621	1,700	1,778	1,888	1,990	2,030	2,114	2,145	2,119	2,044	2,027	1,987	1,901
電源立地特別対策事業費補助	補	(財)電源地域振興センター	10/10	給付金交付補助事業(サイクル施設隣々接市町村等の電気料の実質的な割引を行う。国10/10)	886	670	685	718	837	1,361	1,407	1,428	1,091	1,107	1,311	1,332	1,379	1,379	1,573
介護予防・地域支え合い事業費補助	補	市町村		市町村が実施する介護予防・地域支え合い事業に係る補助													686	885	1,083
延長保育促進事業費補助	補	市町村	1/4	延長保育(=開所時間の延長)を実施している保育所への補助												672	880	989	1,080
農業共済組合補助	補	各組合	定額	運営費補助(国10/10)	998	985	1,003	976	1,009	986	983	981	977	993	1,020	1,039	1,045	1,062	1,067
(計)					11,345	13,898	14,214	14,033	16,158	17,598	18,606	20,513	19,555	19,790	19,951	19,637	19,014	19,660	20,000

B.2億円以上10億円未満

項目	区分	交付先	補助負担率	概要	元決算	2決算	3決算	4決算	5決算	6決算	7決算	8決算	9決算	10決算	11決算	12決算	13決算	14最終	15当初
漁業集落環境整備事業費補助	高	市町村	1/2	漁業集落排水施設事業に対する補助	85	85		197	825	136	813	912	628	993	1,313	856	182	764	984
中山間地域等直接支払交付金	補	市町村	1/3,1/4	中山間地域等における農業生産活動に対する交付金											470	696	756	796	
県立つくしが丘病院負担金	義・高	県立つくしが丘病院	定額	企業債元利償還、不採算部門運営費等に対する負担金	518	520	490	525	476	532	547	789	789	836	820	822	815	752	786
乳幼児はつらつ育成事業費補助	単	市町村	1/2	低所得世帯の乳幼児医療費軽減に係る補助					14	100	160	582	692	725	781	823	850	829	696
県税特別徴収交付金	単	軽油引取税に係る特別徴収義務者	軽油引取税の期間内納付額の2.5%	軽油引取税の特別徴収義務者に対する交付金(歳入運動歳出)									550	545	534	549	539	516	510
保育料軽減事業費補助	単	市町村	1/2	3人目以降の子の保育料軽減に係る補助								132	513	615	625	580	626	499	481
ひとり親家庭等医療費補助	単	市町村	1/2	ひとり親家庭等の児童及びその親の医療費軽減に係る補助	38	39	56	98	105	111	130	141	169	213	230	244	271	298	336
スポーツ事業費補助	単	青い森みらい創造財団	定額	財団への、スポーツ振興を図るための事業に対する補助					43	49	44	49	273	299	417	333	355	338	327
商工会連合会指定事業費補助	補・高	商工会連合会	1/2・10/10	商工会連合会の運営に対する補助	251	266	263	272	293	308	323	333	342	332	332	312	311	321	296
放課後児童対策事業費補助	補	市町村	1/3	昼間保護者が家庭にいない児童に対し、放課後に指導等を行う事業に係る補助			36	43	44	57	71	77	83	97	120	141	155	215	278
私立学校教職員退職金財団補助	単	青森県私立学校教職員退職金財団	指標率給与年額×36/1,000	私立学校教職員退職手当資金に対する補助	114	119	126	168	175	182	209	213	217	243	243	245	280	278	275
農業委員会交付金	補	市町村	10/10	運営費補助(国10/10)	351	348	347	343	340	336	333	319	319	319	319	317	310	303	274
県営浅虫水族館運営対策費補助	単	公営企業局	定額	県営浅虫水族館の社会教育機能維持に要する経費に対する補助												260	260	260	260
民生委員費市町村交付金	高	市町村	10/10	民生委員法に基づく民生委員活動経費等に対する補助	143	150	154	180	189	202	208	216	221	225	232	233	239	243	227
救急救命センター運営費補助	義・高	八戸市民病院	1/3・10/10	救急救命センターに指定されている八戸市民病院のセンター運営経費に対する補助									119	241	168	200	222	195	209
中小企業団体中央会補助	補・高	県中小企業団体中央会	1/2・10/10	県中小企業団体中央会の運営に対する補助	170	173	200	199	186	199	201	204	204	215	214	211	204	203	200
(計)					1,670	1,700	1,672	2,025	2,690	2,212	3,039	3,967	5,119	5,898	6,348	6,596	6,315	6,770	6,935

テーマ「補助費等について」

氏名 唘 清悦

項目	本文
土産品の購入について	<p>木村前知事が国会議員の就任祝いなどとして、3万円以上もするコチヨウランをまめに贈り届けていた事を新聞で知りがっかりした。そのような事に税金を遣った事を批判しているのではなく、やり方、考え方の問題である。これは報償費（土産品の購入費や講師謝金等）から支出されていたかどうかはわからないが、なぜ県産米、長芋、ニンニク、リンゴ、ホタテなどを宣伝を兼ねて贈らなかったのか？ 3万円もあれば、本県の特産品を全部詰め合わせにして贈れたのにとと思う。一人で食べきれない量ならば、もらった人は他の人にも分けると思うし、3万円分の宣伝効果は上げられたと思う。いかに本県の農林水産業の事を普段から何も考えていないかを示す出来事であった。コチヨウランのような高価な花であれば、女性ならばもらって喜びそうな気はするが。</p> <p>たとえ少額であっても常に費用対効果を念頭に置きながら、戦略的にお金の遣い方を考えるという習慣づけが必要。</p> <p>知事はともかく、秘書課の誰か一人でもよいからこのような提案を知事にしてあげる人がいてほしかった。</p>
総務費の「エネルギー - 政策に関わるもの」の記述について	<p>「補助費等」の資料の2ページに「・・・エネルギー - 政策に関わるものとして、・・・原子力発電所などの立地を進めるための「電源立地特別対策事業費補助」とあるが、「エネルギー = 原子力」という技術者のではなくいかに事務職的な安易な認識が大きな過ちの元になっていると思う。</p> <p>運動エネルギー - 、位置エネルギー - 、熱エネルギー - 、電気エネルギー - という分類もあれば、安心なエネルギー - 、不安なエネルギー - という分類もある。とにかく、エネルギー - とは多種多様である。にも関わらず、火力、水力、風力、新エネルギー - （コージェネレーション、燃料電池、マイクロガスタ - ビン等）の記述が全くなく、原子力のみがエネルギー - であるかのような認識は改めるべきである。</p>
「無い袖は振れない」と明確に 地方分権の推進	<p>「くれ」と言えば「はい」と言ってだまってくれるのであれば、本当に困っている訳でもなくても、「もうあげれません」と断られるまでたくさんもらった方が得だというのが普通。「こんなにもらって大丈夫ですか」と心配してくれる人はまずいないと思った方がいいと思う。</p> <p>「県財政が危機的状況ですので、補助費の総額は今年度からは一般財源の？%までにさせていただきます。各市町村でよく話し合い、何を優先させる、何を削減するか、その後の対策も含めてよく検討して下さい。」と宣言してしまえば良いと思う。</p> <p>こうもしないと、各市町村が本気で考える事をしない。危機感を与える事も大事。というよりもその通りなのだから、遠慮なく、容赦なく実行すべき。その方がむしろ良い知恵が出ると思う。</p> <p>まずは、将来においても県が主導的に行った方が良い事業と将来的には各市町村が行った方が良い事業を話し合いにより役割分担をする。そ</p>

	<p>して、各市町村がそれまで各目的毎に、また、事業毎にもらっていた補助費の総額を大幅に削減し、配分方法と金額をある基準と数式から割り出して用途を問わず、各市町村に補助費として配分する。ただし、どの事業に補助費をどの程度向けるかは各市町村の判断に任せる事とした方が良くと思う。</p> <p>柏谷候補が県予算の1%（約80億円）を各市町村が自由に使えるようにするという発想と考えは同じ。</p>
<p>補助金を減らし報奨金を設ける</p>	<p>誰もが一律に受け取れる補助金では競争原理が働かず、新しいアイデアも生まれない。</p> <p>例えば、10の団体に100万円ずつ補助費を出せば、1000万円。それを補助は0。ただし、最も成果を収めた団体には最優秀賞として300万円。優秀賞として2団体に100万円ずつ支給。計500万円。</p> <p>メリットは、最優秀賞を獲得して報奨金をもらいたいという気持ちからどこよりも成果を上げる事を目的にして頑張るので競争意欲が生まれる。それにより今までにないアイデアが生まれる可能性が高まる。</p> <p>入賞できなかった団体は、入賞した団体の先進事例・優良事例を取り入れる事によって、補助費100万円以上のノウハウを習得できる。県としては、補助費を半減させた上に、より大きな成果が期待できる。</p>

テーマ「補助費等について」

氏名 田中 正子

項目	本文
補助費について	<p>財源の見通しの暗い中で、それも確実に間近に迫っている経済破綻の状況で、補助だ助成だといっている場合ではないことは明らかです。</p> <p>融資とか貸付制度のような方法に変えていくことができないのでしょうか。</p> <p>最近気になりだしたのは選挙に関わる億単位の経費はいかがなものか。</p>

テーマ「補助費等について」

谷村 充生

項目	本文
1 財政硬直化の原因	<p>県財政の硬直化は税収不足と国の施策に積極的に対応したからであると説明しているが、誰かのミスリードではないのか。「私が悪かった。」と責任を感じている人はどこにもいないのか。</p>
2 行政の範囲、公益性の基準	<p>青森県は「行政の目的・範囲」「公益性の基準」をより広げ、借金を前提とした「大きな県庁」をつくってきた。補助費等についても同様で、これまで多くの受益者、既得権益者をつくってきたのであるから、緊縮化による軋轢は当然覚悟しなければならない。</p> <p>県当局では既に十分分析して問題点を絞り込み、その方向についても見いだしているのであるから実行に移すだけの話であるが、それをしないのであれば、怠慢と甘えによるものと言われても反論できない。</p> <p>売上や収入を増やして利益をあげることに比べると費用を削るだけの仕事の方がたやすい。但し、誰かが悪役に徹しなければならない。県職員は頭のいい人ばかりなので難しく考え、前に進まないのではないか。</p> <p>県財政硬直化の責任の一端を担うつもりで余計なことを考えず、「小さな県庁」へと後戻りするだけである。財政改革は、行政改革・意識改革とのセットで。</p>
3 補助金のスクラップ	<p>八食センターはこれまで県及び公社等から何種類もの補助金をいただき、有効に活用させてもらっているが、中には「ここまで面倒を見てもらうのは申し訳ない」と思うものもあった。イベントやビジョンづくり、雇用に関する助成などがそうであるが、今の県財政の事情を知れば、これらがなくなっても納得できるし、他の人たちもそう考えると思う。</p> <p>他の分野については門外漢であり分からないが、削る余地は大いにあるものと思われる。</p>
4 形を変えた補助金	<p>民間企業や団体等に職員を出向させたり、役務を提供する実質的な補助金と思われるものもあるようだがその実態は？</p>

テーマ補助費等について

根本 あや子

項 目	本 文
補助金システムの再構築	<p>健康・福祉に関する予算については、補助費の中でも義務的負担分が大きく、財源の問題も含めて国の制度・施策に大きく依存してきました。しかし、今まさに国の制度（三位一体改革など）が変わろうとしていて、どのように変化していくのかを見極めることが必要と考えます。</p> <p>このような情勢のなかで単純に県の単独事業のみに焦点をあわせて、削減の対象を絞り込んでいくことには無理があるのではないのでしょうか。</p> <p>障害者福祉・老人福祉などという枠組みを越えて、社会的弱者 固定的なものではない老齢・疾病・障害等々 に対する社会的セーフティネットを県としてどのように構築するかという大きな政策が必要になっています。具体的な目的と数値目標にとどまらず、各制度や拠点の具体的な機能、人材育成と配置、評価と修正機能などを包括した「道のり」 そこを財政はどのように支えるのかという「財政的裏付けと根拠」 を決定する場と基準を明確にする必要があるでしょう。このような全体を遂行するためには「開かれたリーダーシップ」が不可欠です。</p> <p>目先の（細部の）削減実施に拘泥して、全体の見通しを看過すれば、かえって県独自の政策的な視点を失いかねないのではないかと懸念されます。危機の時こそ再構築が求められます。行政内部のタテ割り上下関係を越えて県と市町村とが連携を図り、関係機関や市民・住民とのパートナーシップを強め、なおかつその論議のリーダーシップがとれるように県職員の実力をアップしなければなりません。とくに『青森県の財政Q & A（案）』p18のような提案（障害者に対する医療費助成や私立学校への運営費助成の見直し）についてはしっかりと話し合いと経過について情報公開をしつつ、このような事例を通じて大きな理念や方向性を示さなければならないと思います。</p>
補助金削減問題	<p>現実的に団体育成として働いている補助金制度については、「事業」の継続性と発展性をささえるための補助金システムに明確にそして大幅に変更する必要があります。</p> <p>事業の実態把握をふまえ、個々の補助金システムを評価検討するための基準と場を作っていかなければなりません。事業の効果改善が図られず、漫然と団体育成的に使われ、実質的な既得権になっているものについては公開された場と基準によって見直し、そのことによって先駆的・実験的な取り組みを育てることが大切でしょう。「県庁への声の大きさ・しつこさ・もっともらしさ」で見過ごされてきた補助金システムが、現実への「企画力・実行力」で判断されるようになるなら、各事業は発展し、県の人件費や投資的経費についても波及し、おのずと財政的に利するようになるものと考えます。</p>

テーマ「補助費等について」

氏名 長谷川明

項目	本文
補助費等	介護など新しい事業補助が必要となっていることは理解できるが、財政改善が強く求められていることを考えれば、「補助費等」も削減されなければならないことを県民に伝える。
一般財源総額に占める割合	この割合は、平成13年度投資的経費を上回るものとなっていることは、今後の柔軟な青森県の財政改革上、大きな課題であることを理解する必要がある。
補助金受給の期間制限	補助金の拡大を防ぎながら、本来の補助との趣旨に添うように、事業実施の初期における支援としての補助と考えることができるときは、補助期間に制限を設ける。
年次可変型補助金	あるいは、年次的に補助金額を徐々に削減する計画で事業を補助する。
補助による成果を確実にするために	事業補助を行ったことによる効果と投資額を明確にする計画および報告とする。事業立案の新規制、社会の要請、社会（県民）への貢献・効果等を明確にすることを求める。
補助負担率の多様化	1/2、1/3、1/4 などではなく、10、20、30%補助などとして、補助負担率の軽減を進める。
高齢化福祉社会づくり	高齢化福祉社会作りに向けた補助事業についても、子供たちへ明るい未来を与えるために、上記のようにして「財政再建までの後退」を検討する。
補助金の整理と統合	多数の細かな補助金について、整理と統合を行う。例えば、数千円や数万円などといった補助金については、統合を行いながら縮小を図る。
年次行事への補助	事業が円滑に立ち上がる期間に限定して補助を行うこととし、事業の自立を求める。

テーマ「補助費等について」

氏名 蒔苗 正子

項目	本文
<p>民間の自主性、自立性について</p>	<p>毎回、様々なことを知るに従ってより強く思うことは、「財政の現状」をわかりやすく県民に知らせることがとても重要で急務だということです。多くの県民は漠然とした状況しか知らないのではないかと思います。</p> <p>お話したQ & A（案）が早くできたことを感謝しますが、これだけにとどまらず他の方法でも広報をお願いします。</p> <p>前提としては、これまであった補助金は削減や廃止の方向を検討しなくてはならない。一部除外されるものもあるだろうが、除外品ばかりにならないようお願いする。</p> <p>ただし、民間団体の活力を育てるためには新しい形の支援は必要である。しかし、これまでの補助金とは違うものを望みたい。</p> <p>補助金の削減や廃止で民間活動が停滞することもありうる。しかし、必要な活動は例えば形を変えて自主的な方法で引き継がれるだろう。補助金に頼らない自主財源をもった民間の活動は青森県をもっと元気にするはずである。</p> <p>もしも、会費や寄付で賄える活動しか行わないことで県民に不利益が生じるという場合は、県民が財政再建との引き換えでもそれを望むかどうか、選択である。</p> <p>補助金を望む場合には一つ条件を出したい。失礼かもしれないが、15～20年後（公債の負担が大変な時期）も活発に活動できる年代が今、その団体の意思決定機関に数多く参加しているのかどうか。同じくその団体を支持する人たちの年代が偏っていないかどうかも判断材料にしてほしい。財政負担を担うことになる年代が参加しない形での意思決定がなされる交付先には、財政からの補助金は考えないでいただきたい。</p>
<p>政務調査費について</p>	<p>青森県の財政が現在の状態になったことについては、県議会の責任もある。もちろん、その議員を選んだ県民にも責任はある。</p> <p>なぜ県議会議員の政務調査に要する経費が一定額を維持しているのか。既に各議員は県財政については、私以上に十分承知しているはずである。政務調査に関する経費は少なければ少ないなりに調査する方法の工夫ができるのではないのか。51名で18900万円、一人370万円ほど。どうしても必要な調査の足りない経費は自費であっても当然調査するだろう。</p>

<p>義務的区分の補助金について</p>	<p>義務的区分についてもその金額によっては検討すべきだと思う。全都道府県一律同額だという「自治医科大運営特別負担金」がある。全国と同じ金額を負担しても、青森県には医師がこないという声を聞く。この点の不公平さから補助金の一律化に対して、同様の悩みがある他県に呼びかけて、国に対して見直しの声をあげることも必要だと思う。</p> <p>国の法令から義務である性質の補助金も、青森県にとって不都合なものや不公平なものは声を上げていく姿勢、青森県から言い出してほしい。どれが該当するのか担当が一番よく知っているのではないか。</p>
<p>私学について</p>	<p>子どもたちは大切だが、現実として少子化は進んでいます。少子化政策を展開しても2、3年で解決される問題ではない。少子化が進むからこそ、少ない子どもたちへの教育を充実させることが大切だとも思います。しかし聞いた話では、私学に対する助成金は子どもの減少に伴って、運営がたいへんだからということだとか。これでは経営努力が見えない。</p> <p>私立学校の経常経費への補助金60億は大きすぎると思う。削減を検討すべきではないか。確かに特色ある教育を展開してくれるのが私学であり、個々の私学によって教育理念あり魅力はあるが、努力をしても運営が難しい場合は補助金に頼るのでは問題は解決されていない。淘汰されることもしかたがないのではないか。これについては近年、一部私学の設備充実を見ると疑問が湧き出ることも確かである。</p> <p>どうしても私学への補助金が重要であれば、公立や県立学校数を今後削減することも、県民の選択である。一部についてはその方法を検討してみてもどうか。</p> <p>大会開催補助以外の区分でも、1年間だけ、2年間だけというような時限的な補助金支給はあるのか。このような措置がなされたものが少ないのであれば、来年度から実施する補助金は、原則1年間毎を中心にした補助金としてはどうか。</p>
<p>時限的性質を持たせる</p>	<p>事業実績報告については、その報告は県が作った様式を利用していると思うが報告書は形式化しているように思う。手続きの煩雑さを求めるのではなく、場合によっては実績報告を会計書類以外はなくしてもいいと思う。</p>
<p>補助金支出先の事業効果報告の方法</p>	<p>その代わりに、補助金決定の際の「公益上必要がある場合」という抽象的な支出基準をより数字的な基準を取り入れることができればと思う。</p>

テーマ「『青森県の財政 Q & A』について」

氏名 児山正史

項目	本文
1. 全体	<p>青森県の財政に関する疑問にわかりやすく答えようとしている点は評価できるが、以下で述べるような問題点もある。 わかりやすさという点では、以前の『青森県の財政』のパンフレットの方が優る。このパンフレットとの関係（目的・位置づけ）が不明。</p>
2. 各項目	
Q 3（財政悪化の原因）	<p>定量的に答えてほしい（前述）。 このような状況は本県だけではないとしても、本県はこれから最悪の部類に属することになるのではないかと。</p>
Q 7（三位一体の改革）	<p>最初の一文はつながりがおかしいのでは。</p>
Q 8（県職員の給与水準）	<p>一例でもいいので、県職員と民間企業従業員の給与の金額を出した方がいい。</p>
Q10（障害者に対する医療費助成や私立学校への運営費補助の見直し）	<p>この項目は、価値判断、政治判断の領域に踏み込んでいる。文責を明らかにしない「Q & A」にこのようなことを書くべきではない。例えば以下のような問題がある。 医療費助成制度について、今年から医療費の自己負担割合が増えたことの影響（負担増）は「等しく反映されるべきです」と断定しているが、これは「Q & A」の筆者の主観的な価値判断にすぎない。助成制度の対象者（おそらく低所得者）への影響を緩和すべきだという価値判断もありうる（少なくとも私はそのように判断する）。 「税負担と行政サービス給付の問題」の指摘は根本的におかしいように思う。「Q & A」によると、助成制度の対象である社会的弱者は、税負担が軽いうえ、多くの行政サービスを受けることができるが、「そうでない人達からすれば、税負担に見合った行政サービスが受けられていないという不公平感が募ります」とのことである。このような「不公平感」が募っているという調査結果はあるのだろうか。少なくとも私は、上記のような状況を「不公平」だとは思わない。各個人について税負担と行政サービスが必ずしも一致しないのは当たり前である。重度心身障害者が税負担を上回る行政サービスを受けていることがなぜ「不公平」なのか。少なくとも理念としては、重度心身障害者はそのようなサービスを必要としているからを受けているのであり、「そうでない人達」は幸いにもそのような行政サービスを必要としていないから受けていないだけである。憲法で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」を営むために必要なサービスは、税負担の多少にか</p>

かわらず受ける権利がある。むしろこれを「公平」と呼ぶのではないのか（少なくとも私はそのような「公平」概念を知っている）。文責を明らかにしない「Q & A」の形で、あたかも客観的な真実であるかのように、主観的な価値判断や特定の用語法を宣伝すべきではない。

障害者に対する医療費助成や私立学校への運営費補助などを聖域扱いにすべきだとは思わないが、「個々人のレベルで税負担と行政サービスが一致しないのは不公平」というような粗雑な論理に基づく見直しでは説得力がない。

検討すべきことは、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」や「能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利」を保障するために、現行のサービスが必要かどうか、効率的かどうか、合理的かどうかである。サービスの必要性、効率性、合理性を検討するために、例えば、他県の水準と比較したり、他の手段との間で費用対効果を比較したり、当該制度の対象となっていない人々（例えば、重度障害者以外の低所得者）との間の「公平性」を再検討したり、他の権利の充足度と比較したりすべきである。